

県内の合併協議会の設置状況（平成15年6月1日現在）

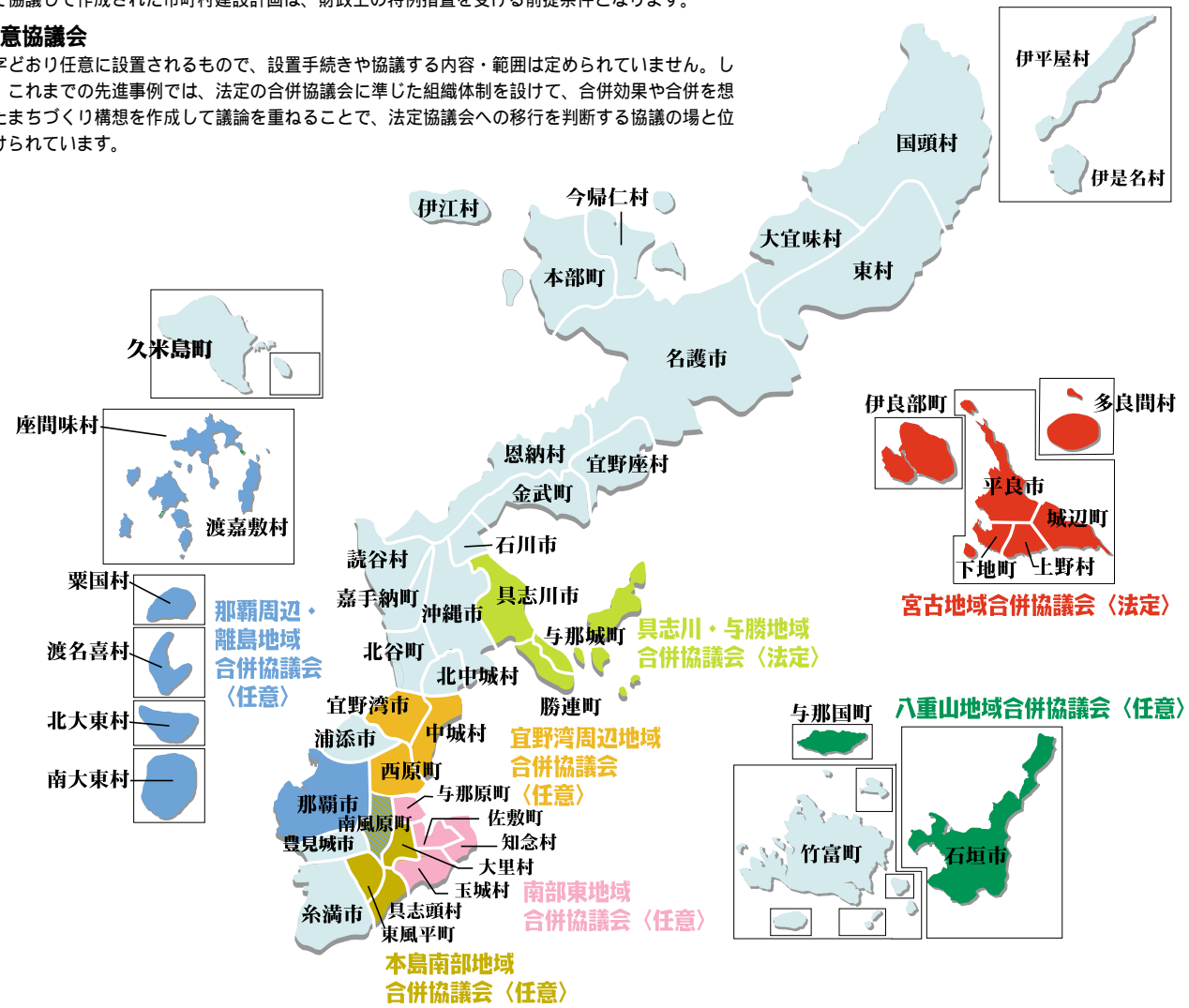
「法定協議会」と「任意協議会」の違い

●法定協議会

地方自治法の手続き（関係市町村議会の議決を経て規約を定める等）に基づき設置される協議会。ここで協議して作成された市町村建設計画は、財政上の特例措置を受ける前提条件となります。

●任意協議会

文字どおり任意に設置されるもので、設置手続きや協議する内容・範囲は定められていません。しかし、これまでの先進事例では、法定の合併協議会に準じた組織体制を設けて、合併効果や合併を想定したまちづくり構想を作成して議論を重ねることで、法定協議会への移行を判断する協議の場と位置づけられています。



南風原町は、那覇周辺・離島地域合併協議会及び本島南部地域合併協議会の2つに参加

県内でも6割の市町村が合併協議会に参加

全国では、この一年間に一千二百を超える市町村が合併協議会を組織し、地域の将来像について活発な議論を展開しています。

沖縄でも現在七地域で合併協議会が設置され、県内五十二市町村の六割に当たる二十九の市町村で、合併についての具体的な議論が行われています。

一般的に合併協議には二年近くかかるといわれています。優遇措置が盛り込まれた合併特例法の期限（平成十七年三月）までに合併するとすれば、夏頃までに法律に基づき合併協議会の設置が必要となります。

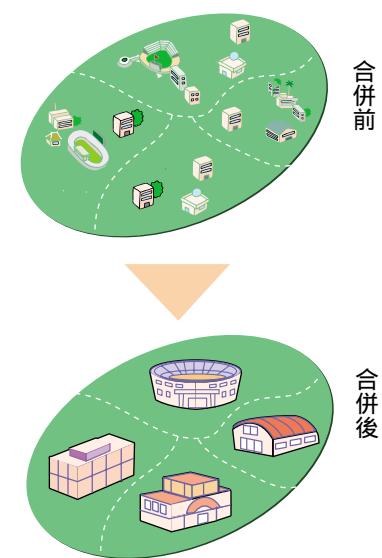
なぜ今、市町村合併なの

住民の日常生活圏の拡大や少子高齢化の進展、地方分権の推進などを背景として、市町村には政策立案・実施能力のさらなる向上、行政サービスの広域化が求められており、行財政基

みんなで考えよう市町村合併

それぞれの地域の未来を考えてみませんか

公共施設の重点的・効率的配置



盤の充実・強化を図ることは避けて通れない重要な課題となってきました。市町村合併は、こうした課題に対する最も有効な手段のひとつです。

市町村合併は、関係市町村が自主的・主体的に自らの将来をしっかりと検討してから進めていくべきものです。このため市町村には、住民に必要な情報を適切に提供し説明することが求められています。

県では、今年度も引き続き合併協議会等への交付金の交付、合併協議会が設置された地域等を合併重点支援地域として指定するなど、市町村の自主性・主体性を尊重し、地域特性にも十分配慮しながら、市町村合併を支援していきます。

こんな心配があるのですが？
↓こうすれば、どうでしょう？

Q 市役所が遠くなり、今よりも不便になるのでは？

↓合併後、旧役場を支所として活用したり、IT技術を活用した窓口サービスなどを提供することもできます。

Q 議員数が減少し、住民の意見が行政に反映されないのでは？

↓合併後、旧市町村毎に地域審議会を設置するなど、住民の意向を行政に一層反映させる取り組みをすることもできます。

Q 都市部以外が取り残される？

↓合併後新しくできる自治体の基本計画に地域の振興策をきちんと位置づける

ことで、地域全体の振興を図ることができます。また、地域の方に参加していただく地域審議会を設置することで、実情にあった施策・制度を提案してもらうことができます。

Q 画一的合併は島の文化等に影響を与えるもので、島の衰退につながります。地域の実情などをふまえた特別な配慮や支援が必要ではないですか？

↓合併特例で国から認められる地方債を原資に、新しく地域振興の基金を設置することができます。その活用により島独自の伝統文化の保存活動等に助成を行うなど、きめ細かい各種施策、事業が実施できます。

↓国でも、旧市町村単位の自治のあり方について議論・提言がなされているところ。県はこの動きを見極めて、離島町村の実情や意見をふまえた特別な配慮や支援が必要だと考えています。沖縄の地域特性にあった自治のあり方を離島町村とともに検討していきます。

●お問い合わせ

県市町村課 TEL(098) 866・2134
FAX(098) 866・2137
市町村合併の最新情報は、県庁ホームページ
「部局別メニュー」→「市町村課」よりアクセスできます。
<http://www.pref.okinawa.jp/pubetu.html>